

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第110回） 議事概要

1. 日時：令和6年10月2日（水）13:00～15:05
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席委員：
赤松委員、浅井委員、磯崎委員、稲垣委員、井上委員、大津委員、小針委員、齋藤委員、高槻委員、竹下委員、田島委員、友實委員、内藤委員、中嶋部会長、林委員、二村委員、山野委員
（大橋委員、堀切委員、水戸部委員、宮島委員、吉高委員は欠席）
4. 議題：食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討
（国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム）
5. 主な発言内容：
（山野委員）
 - ・ 食品アクセスについて、JAは全国にあり、過疎地を含むJAも多く、2023年度で103のJAが移動購買車の運営に取り組んでおり、組合員や地域住民延べ114万人が利用する地域のインフラとなっている。近年ではATMを併設した移動販売車にも取り組んでいる。一方で、人口減少等で人手不足が進む中で、その運営は容易ではないため、取組が継続できるよう省庁横断的な支援をお願いしたい。また、我が国における経済的困窮者が増加し、十分な食料を入手できない方が増えていることは大きな問題。こども食堂については、自ら運営するほか、地域の組織と連携して食材を提供するなどの取組を行うJAが200以上ある。民間の取組の後押しとともに、国や自治体の公的な支援を組み合わせ、全ての消費者に国産農畜産物をはじめとする十分な食料供給が行われるような取組が必要。
 - ・ 食の外部化や簡便化が進む中、消費者のニーズに応え、安心・安全な国産農畜産物を安定的に供給する上で、食品産業との連携が重要。また、フードマイレージの削減や温室効果ガス削減といった環境負荷の低減の観点からも、国産農畜産物の使用拡大が重要。こうした観点から、農業者・食品事業者の双方が持続的に発展できるような施策展開をお願いしたい。物流については、中継共同物流拠点等の整備、産地における集出荷施設の改修も含め、サプライチェーン全体の物流効率化を促進するため、支援について抜本的に拡充することが必要。
 - ・ 合理的な価格形成について、関係者の合意形成を一步ずつ積み上げていくことが必要。法制化の対象については、米や野菜をはじめとする幅広い品目を検討するようお願いしたい。仕組みの実効性を確保することも重要であり、需給事情と品質評価を基本としつつ、農畜産物の持続的供給に必要な生産コストが考慮される仕組みとなるためには、国による一定の関与が不可欠。
 - ・ 消費者理解について、生産現場の実情やコスト高騰の背景、環境負荷の低減に向けた取組等を分かりやすく伝えることは、農畜産物の持続的供給を図る上で極めて重要。また、最近における米の価格上昇について様々な報道があり、単に価格が高すぎるといったものもあったが、生産費の上昇など産地の実情を伝えるものや、茶碗一杯で計算すると価格は高くないなどの冷静な報道もあった。生産現場を取り巻く情勢は厳しさを増しており、そうした現状を消費者の皆様に正確にお伝えするこ

とも重要。JAグループとしては、国消国産の考え方の下、消費者の行動変容につながるよう引き続き取り組む所存であり、政府においても、改正基本法第14条（消費者の役割）を踏まえ、情報発信の在り方の検討・具体化をお願いしたい。

（稲垣委員）

- ・ 改正基本法において、食料安全保障について、国民一人一人が入手できる状態と打ち出したことは重要であり、食品アクセス関連予算について令和7年度予算概算要求額を15億円としていることは野心的と認識。一方、フードバンクについて米国の仕組みと比較すると、日本は善意の寄附に委ねている事が多いのではないかと。米国では、税制、リスクに対する免責の法律、余剰農産物の買い上げ等の支援があり、我が国のフードバンクの在り方も検討の余地がある。寄附によって税制控除を受けられる仕組みが整えば、寄附金を基に余剰農産物の買い上げを行うことも可能なのではないかと。また、米国にはフードスタンプという大規模な仕組みがある。我が国では生活保護のために3兆円以上の予算を措置して現金給付を行っているが、こうした予算の一部でも食料品の現物支給や食券とすることにより農産物の買い上げ等にも充てることは考えられないか。
- ・ 食品安全・消費者の信頼確保について、消費者のリテラシーが強調されていたが、改正基本法第14条では消費者の役割として、食料の持続的な供給に寄与することに踏み込んでいるので、これとのシナジー効果を含めて検討してはどうか。
- ・ 食品産業について、水戸部委員の意見書の中にも環境負荷低減に寄与するモデルシフトとあったが、環境負荷低減は、農業だけでなくオールジャパンの問題。かつては薪等の燃料を自給していたことに立ち返れば、環境や経営だけでなく、再生可能エネルギー等も位置づける必要があるのではないかと。駅や港に食品を輸送する際、いわゆる地産地消のエネルギーを活用する視点について考えられないか。
- ・ 合理的な価格形成については、新しい概念のためあまり現場に浸透していないと感じる。「価格は市場で、所得は政策で」という精神は、改正基本法でも変わっていないと思うが、合理的な価格形成に政策がシフトすることで、所得に関する政策が薄まってしまったといったトレードオフになることを心配する生産者もいる。

（赤松委員）

- ・ 今回の基本計画の全体像について、共通理解を持っておくべき。今後5年間の計画で何をゴールにするのか、PDCAのC（チェック）の部分について、数値目標も予定していると思うが、評価指標をどの程度設定できるのかについて、我々委員が理解できていない。これまでは食料自給率の目標のみであったが、食品アクセスといった食料自給率だけでは評価できない課題もあるため、項目ごとの評価指標をどうするか検討が必要。
- ・ 経済的アクセスについて、フードバンクやこども食堂を否定するつもりはないが、根本的な課題解決にはならないと考えている。これらの取組は地域住民の中から自然発生的に形成・発展してきたものであり、これは大変意味のあることだが、国として全国に広げていくべきかについては少し疑問がある。米国には生活困難者が生鮮食品も入手できるような栄養面を考慮したフードスタンプの仕組みがあるが、日本でもこれを参考にした取組ができないかと考えている。個々のフードバンクは栄

養の偏りが無いよう努力していることは承知しているが、それにも限界があると思う。

- ・ 価格形成については、消費者の視点も入れてほしい。収入に対する支出及び食費、エンゲル係数なども考慮して、どこにどの程度のギャップがあるのかを検討し、それを踏まえ、生産者と消費者がお互いに歩み寄る必要があると考える。

(大津委員)

- ・ 食品アクセスについて、高齢者の単独世帯や老老介護を含めた高齢者だけの世帯は増えていくと思うが、食材を買えたとしても、料理が作れないという状況が考えられる。買物だけではなく、宅食サービス等とセットにして集落単位で取り組んでいくのが理想と思う。市町村の合併が進んでいる中で、行政と住民が顔の見えない関係になりつつあるため。また、市町村単位まで規模を大きくすると、BtoBの形になり、量の確保が難しくなる。単に食品にアクセスできれば良いという話ではなく、お互いに顔の見える関係が構築できると良い。生産人口が減少する中で、ひとり親世帯や生活困窮者も貴重な働き手。このような方が安心して仕事ができるように、単に食品アクセスへの対応にとどまらない取組を進める必要がある。また、顔の見える関係は食品安全の確保にもつながると考えている。
- ・ 食品安全は難しい問題。悪意のある取組に対する措置は必要だが、高齢化している生産者や食品産業従事者において、食品安全に見える化することは労力・費用がかかるので、この負担をどうするかは大きな課題と考える。
- ・ 食品産業は、環境問題への関心が高まっているとされているが、農業者や漁業者は今後も同じように生産できるかの見通しが立たず、食品産業と連携したくても、出荷量の約束ができなくなっている。台風や高温障害等のリスクを抱える中、出荷できる量を約束できるのは高度な技術を導入している生産者に限られるのではないか。特に土地利用型農業ではそうした約束がしづらい一方で、土地利用型農業が続けられなければ、荒廃農地が増え、Jクレジットの活用も減り、炭素固定もできないことになる。
- ・ 環境負荷低減の促進は、これまで欧米主導だったが、気候風土等の共通点の多いアジアにおけるスタンダードを、日本が形成していくべきではないか。
- ・ 消費者の選択について、有機農業はあくまで一つの選択肢ということを強調したい。慣行農業も十分に安全。資材価格が高騰している中、農薬を過剰に使う農家はいない。環境負荷低減ラベルも重要だと思うが、それ以上に、国内で生産された農産物を適正な価格で購入することが国土保全等にも役立つことについての理解醸成が必要。
- ・ 技術導入の促進によって、農業者間の所得格差が生まれ、新規参入の障害ともなり得ると考える。また、食料供給はインフラと同義と考えるが、合理的な価格形成の取組が食品のインフレにつながることを懸念しており、消費者負担は一定程度に抑え、税金で負担するという議論も必要ではないか。当法人でもコスト上昇を踏まえて値上げを予定しているが、個々の生産者が値上げの度に説明責任を果たさなければならないことに不安がある。
- ・ 前回も話したが、農業・農村において負のスパイラルが起きている中で、課題積み上げによる対処方式では間に合わない。これだけの有識者が揃っているにも関わらず、議論ではなく、意見発表になってしまっている。本気で打開策を考えるので

あれば、有識者による議論が必要ではないか。事前に事務局から資料の説明を受けたが、本部会では改めて約30分の説明があった。一方で委員の発言時間は1人3分程度とされており、これでは議論とは言い難いのではないかとというのが正直な感想。

(宮浦総括審議官)

- ・ 山野委員から発言のあった、食品産業の連携による国産農産物の利用拡大の施策について、農業と食品産業の連携強化や環境負荷低減の取組等を後押しするような制度を検討している。物流の中継物流拠点やパレット利用の拡充についても必要な予算を概算要求している。また、価格形成について、制度を組み立てていく中で、国としても関与し、仕組みの実効性をきちんと担保していく。情報発信について、生産者団体と協力しながら、効果的なあり方をよく研究したい。
- ・ 稲垣委員から発言のあったモーダルシフトについて、実際に鉄道や船に切り替えるにあたっては課題が多いが、現場をよく見ながら取組を進めていく。合理的な価格形成について、この取組のみで生産者の所得を確保することは難しいので、他の様々な生産振興施策等と併せて進めていきたい。
- ・ 赤松委員からは、価格形成において消費者の視点が必要との意見をいただいた。農林水産省では、適正な価格形成に関する協議会において、消費者団体の方等にも参画いただき議論している。農産物や食品の価格が上がれば消費者の負担は大きくなるが、それに対しては、政府全体で賃上げによる購買力の向上を目指しているところであり、お金がきちんと循環する仕組みにしていきたい。
- ・ 大津委員から発言のあった、食品産業の環境負荷低減に関して、各国の気候や食習慣の違いも反映できるような国際的なルール形成を行っていきたい。

(安岡消費・安全局長)

- ・ 山野委員の発言について、経済的アクセスに係る食品の質を向上していくためには、様々な生鮮食品が含まれることが重要と考えている。JAとも一緒に取り組んでいきたい。
- ・ 稲垣委員と赤松委員の食品アクセスに関する発言について、米国等ではこうした取組が進んでおり、国により考え方が異なること等も踏まえつつ、海外の取組も参考としながら進めていきたい。また、我が国の税制においても、寄附した分の食品を損金算入できる仕組みがあり、様々な仕組みを組み合わせることで食品寄附を促進していきたい。
- ・ 一方で、経済的困窮者の課題そのものを、食品アクセスで解決することは困難だと思っている。福祉政策としての経済的困窮者対策を講じた上で、それでも確保できない食品アクセスの問題にどう対応するかが重要と考える。関係省庁や社会福祉協議会等とも連携しながら、これまで取り組まれてきた民間のフードバンクの取組をベースにして、人材の活用を進め、現場の課題を一つずつ解決していく。
- ・ 消費者理解を促進すべきとの意見について、消費者には食品安全をはじめ、現場について理解いただくことが重要と考えており、しっかり進めていきたい。また、今後の企画部会において、食育についても議論いただきたいと考えている。
- ・ 大津委員の発言について、高齢者の食品アクセス問題については、介護等の関連する施策と組み合わせる取り組みを進めていきたい。

(山口総括審議官)

- ・ 本日の資料は、関係省庁とも調整の上、課題や施策の方向感をお示ししたものであり、まずは、考え方等に追加すべき部分はどこにあるかを議論いただくプロセスが必要と考え、このような仕立てにしていることについて御理解いただきたい。KPI等については、それぞれの課題に対する施策ごとに決めていく必要があると考えており、今後改めてお示ししたい。
- ・ 関係部局、関係省庁が多岐にわたる中で、どうしても積み上げ方式、課題解決型になってしまうという側面もあるが、掘り下げて議論いただけるよう、進め方を今後工夫したい。

(中嶋部会長)

- ・ 会の進め方としては、意見発表の形にならざるを得ないが、委員の皆様から多角的に意見を述べてもらうことが重要と認識。
- ・ 本日の内容は、改正基本法を踏まえ、基本計画に盛り込むべき新規の部分を議題として挙げている。これまでの施策については基本的に承知いただいているということを前提に、基本法の改正部分だけでなく、これまでの施策の見直しも必要なので、その点も議論いただければと思う。

(磯崎委員)

- ・ 改正基本法の中で、合理的な価格形成は非常に重要と認識。消費者目線も重要であるが、私は農家としてみかん栽培にも取り組んでいるが、周囲には生活ぎりぎりの農家も多く、農業に従事する立場に立って考えてほしいと言われる。合理的な価格形成については、消費者の経済的な状況を鑑みなければならないが、農業は他の製造業等とは異なり、消費者の求める価格だけで決定されると赤字となり経営が成り立たない。農家に寄り添った考え方が必要。農業を辞めようという方が多ければ、食料自給率は下がる一方なので、よく考えてほしい。

(友實委員)

- ・ 改正基本法の第26条～第30条が行政にとっても極めて重要と考えている。第26条は効率的かつ安定的な農業経営、第27条は農業経営の法人化、第28条は農地の確保及びその有効活用、第29条は農地及び農業用水の確保、第30条は先進的な技術などのキーワードが並んでいる。赤磐市においても、耕作放棄地が年々広がっており、特産の桃、ブドウも出荷量が年々減少している。小規模農家の所得は多いとは言えず、水稻農家が原価計算したところ、時給は20円程度と言っており、所得の向上が望まれる。国あるいは地方が助成金を交付することも有効ではあるが、生産技術、ほ場整備や農業用水の確保等といった生産性の向上に力を入れ、国から地方に展開する必要がある。民間には安定した販売に取り組んでもらい、官民協力の上で事業が進んでいくような政策を求めている。

(井上委員)

- ・ 当社所在地の山梨県北杜市は中山間地域で、物理的アクセスの資料にあるとおりの状況。特に、地元小売業者の廃業と交通手段の不便さによる買物困難者は年々増えている印象で、移動販売を行っていた小売業者もあったが、支出が多く、サービ

スは停止となった。デマンドバスも運用されているが、利用率は思わしくない。これらは利用の方法が分からない、予約が手間であると感じる高齢者が多くいることが要因。「克服すべき課題」にあるように、各地域がそれぞれの課題や状況に対応した形で取組を進めることが重要。各地域は、同じような課題や状況を抱えていても、文化や歴史、人口、経済規模、地域プレイヤーの性質、大都市消費圏からの距離など、様々な違いがある。人口約1.5万人の群馬県みなかみ町のたくみの里では、食品アクセスに対して、行政主導だった既存の直売所を再生・拡張して、一般食品を購入できるスーパーマーケット機能が設けられていた。地域の農業者が直売所へ納品すると同時に一般食品や生活必需品を購入できる仕組みで、ハイブリッドな直売所運営を行い、食品アクセスの課題について地産地消の場による改善を実現している。このようなリジェネラティブな取組は、全国の道の駅などで同様に実施可能と考えられる一方、重要なのは各地域がそれぞれの課題に対応した形で取組を進めることであり、全ての地域が同じ手法で同様に食品アクセス改善につながるとは思わない。説明の中で、食品アクセス支援策のパッケージ化とあったが、中山間地域という大きな枠組みではなく、人口や経済、文化、歴史など、近しい事例として参考にできるようなセグメンテーション化が有効と考えている。

（齋藤委員）

- ・ 食品アクセスについて、私のいる地域でも、スーパーの撤退が目につく。説明資料の検討の方向に異論はない。
- ・ 合理的な価格形成について、コストを反映した交渉は今までになかった。実現すれば、現場として大変ありがたいが、現在の米の相場はかつて経験したことがないもので、平成5年の不作時以上の混乱が生じていると感じる。米価が理由もなく上昇したのは初めてであり、合理的な価格形成になっていないと困惑している。東京の市場では、米の価格が昨年の約2倍に上昇している。農家の間では、来年の転作をやめようという話が出ている。生産を抑制する政策を講じる中で、食料安全保障の確保を実現できるのか。足りないものを作る政策に転換するべきではないか。世界的な食料危機が発生し得る中においては、国内の農業生産を刺激するような基本計画を策定すれば、若手の後継者も自信を持って経営に取り組めると考えている。

（高槻委員）

- ・ 食品アクセスのうち、物理的アクセスで認識すべきことは、人口が加速度的に減ること。2040年までにほとんどの市町村で3割以上の人口が減るとの推計を内閣府が公表している。さらに、日本の農地の約4割が存在する中山間地域では、都市部よりも早い速度で人口が減少する。こうした中、完全な解決は難しいが、様々な施策を講じていくことが必要。関係人口を増やしていくことも一つの対応。例えば、中山間地域では、高齢者は車を持っているが、免許を返納して乗れなくなる。そうした中で若者が一時期でもそうした地域に滞在することで、いくつかのアクセスの課題を解決できるのではないかと。他省庁と連携して新しい仕組みを考えていく必要。

（二村委員）

- ・ フードバンクやこども食堂等は、ボランティアな市民活動であるため、フードチェーンとして記載されていることに違和感を覚えた。ボランティアだからこその柔

軟性を損なわないように支援してほしい。備蓄米を使用した支援など、やれることはある。少なくともフードチェーンと書くのは見直した方がよい。企業の食品ロス削減は、企業経営的にも社会的にも重要。稲垣委員からも言及があったが、米国のように、制度として位置付けるのであれば、検討は可能。フードスタンプの話もあったが、今年大阪府がお米PAY（米のクーポン）の取組を実施していたが、どう評価するか意見を聞きたい。クーポンを配ることが価格にどう影響したと考えているのか。

- ・ 食品表示基準は消費者庁に移管されたので、関係省庁間でしっかり連携をお願いしたい。また、気候変動により、食品について、輸送中の品質低下やカビ毒の発生等の新たなリスクにも目配りをする必要がある。
- ・ 食品産業の中堅企業化は重要であるが、地域の食文化を担っている小規模企業も重要。また、新規事業を始める者の参入を妨げてはいけない。
- ・ 合理的な価格形成については、生産資材の生産、保管、流通の各段階におけるコスト削減、構造の見直しがまず行われるべき。一方、基本的に価格は需要と供給のバランスで決まるので、市場機能を歪める制度にならないよう、慎重に検討されたい。コストの見える化は意外と難しく、コストを把握している間に情勢が変わっている可能性があり、結果として需給バランスに良くない影響を与えることになってはいけない。

（田島委員）

- ・ 合理的な価格形成について、農業の現場で高齢化・従事者が減少し、若い担い手が育っていない状況の中で、5年後ではなく、1年ごとに、やりがいが見え生産者に見える取組が必要ではないか。農業生産資材価格と農産物価格との間に10ポイントの差があり、農産物価格が資材価格の高騰に追い付いていないということと判断できる。
- ・ 社会情勢や気象状況の変化による影響など、価格には様々なファクターを入れて検討していく必要があると考えている。
- ・ 本来、価格は需要と供給の関係で決まると思うが、農業はそうではない。合理的な費用が考慮される仕組みについて、1年先が見えるような形をつくれれば、若い担い手のやりがいにつながると考えるので、コストの見える化を積極的に行ってほしい。

（浅井委員）

- ・ 合理的な価格形成について、価格は市場で決まるものなので、国が過度に介入すべきではない。価格が高くなると、消費が減少することが危惧される。農地等の資源が限られた中でアウトプットされるものが農産物であり、生産コストが適正かどうかをみると、生産者側の構造に問題があると言わざるを得ない部分も、地域の中には見受けられる。各地域で生産性を高め、国民の皆様に良質な農産物を供給していくためには、農業がどうあるべきかといった構造の議論の場を今後設けていただくことを期待する。
- ・ 主要な生産地である北海道や九州からの流通については、オールジャパンで取り組むべき。

- ・ 企画部会では、食料・農業・農村白書についても議論しており、素晴らしい白書が出来上がっているが、どれだけの国民が見ているのかと懸念。政府は、正しい情報発信を通して消費者のリテラシーや意識を高めていくことが重要。今回の基本計画では、PDCAを回してKPIの進捗を確認することになると承知しているが、本当に良い政策が行われているのかどうかを国民の皆様にはチェックしていただくためにも、新しい情報を発信して多くの人に見ていただく仕組みづくりや、白書の形を変えて国民の皆様とのコミュニケーションを取れる仕組みにするといった方法も考えられるのではないかと。

(竹下委員)

- ・ 価格形成について、農業と食品製造業の現場ではそれぞれ実感が異なるということを改めて認識。合理的な費用が考慮される仕組みのイメージについて、農業においては一般的ではないかもしれないが、食品を加工し流通させていく立場としては、コスト情報の開示は常日頃から求められている。値上げ交渉の際は、何にいくらかかるかを全て詳らかにしないと応じてもらえない。今後資材・電気代・人件費が上がっていくことが明らかであっても、交渉時点で上がっていないものは一切認めてもらえない。また、価格改定されても、その商品が店頭に出るまでに半年程度の間隔があり、その間に原材料・資材は更に値上がりしてしまうので、いつまでたっても費用の価格転嫁が追いつかない厳しい現状にある。
- ・ また、買い手の取引先は、当社以外にも様々な仕入れ先の食品会社の情報を持っており、他社と比較してコストのかかっている箇所を指摘されてしまう。当社のような中小企業は、原材料調達にあたり、規模の経済の中で、大企業が大ロットで調達するのと比較して価格面でどうしても不利になってしまう。一方で、中小企業ならではの取組により顧客ニーズに応えていくことが求められているとも感じている。
- ・ 価格形成の理想像に対し、現状は様々な問題が生じていることを踏まえ、施策として落とし込んでいただきたい。日本の消費者は良いものが安く手に入ることに慣れすぎているのではないかと感じることもある。きれいに包装し、検品などもしているが、これにはコストもかかる。海外では、形の歪んだものや袋が空いたものでさえも店頭に出ているが、中身は変わらずおいしく食べられる。改正基本法に「消費者の役割」が位置付けられたが、啓蒙活動・リテラシー向上については、こういった視点も含めて発信していただければと思う。

(内藤委員)

- ・ 合理的な価格形成について、農産物に関しては、価格形成に市場原理以外の手が加わることが必要と考えている。農産物は、供給が足りない状況は絶対に作れないので、市場経済というゲームの中では非常に不利な戦いを強いられる。合理的な価格形成というアジェンダについて、どの程度優先順位が高く、どの程度の資金を投下して、どのような状態にもっていこうとしているのか。
- ・ 他方、コスト増に対して価格が上がらないと言われているが、当社が輸出に取り組む中で、日本の青果物の価格は海外産と比べて相対的に高い水準にある。これは、昨今の資材価格の高騰以前から、農地の分散や、効率的栽培方式の導入が進んでいないなど、生産原価が高止まりする構造にあったことによる。

- ・ コスト削減のための大規模化や先進技術の導入といった生産現場の努力を積極的に進めた上で、市場経済の中での農業の厳しい部分をどうするかという議論が必要ではないか。コスト削減の話は優先順位を高める必要があると考えている。

(小針委員)

- ・ 価格形成の課題はより掘り下げて検討すべき。
- ・ 改正基本法においては、基本計画の時間軸である5年よりも長い期間で考えるべき論点もあると思う。5年間でやることと、最終的に目指すべきものは区別して考えると良いのではないか。
- ・ 物流については、一次産業のみではなく生活インフラそのものの問題。改正基本法に、国民一人一人の食料安全保障を位置づけたことで、農政の枠組みよりも広い範囲となり、他省庁の所管政策と重なる部分も多いと考えるが、その中で農政としてやるべきことを整理すべき。
- ・ また、今後検討する上で、民間事業者がやるべきことと政策で取り組むべきことを明確に分けて整理し議論しないと、KPIも作り難いと考えられるので、よく検討してほしい。

(林委員)

- ・ スマート農業化の前提として、農水省関連手続のDX化を検討してほしい。また、その進捗についてKPIを定め、PDCAを回すようにしてほしい。
- ・ また、農地政策のスピードアップをお願いしたい。前回の審議会・企画部会でも、5名の委員から農地に関する意見があったところであり、食料安全保障の実現可能性の観点からも、農水省としてプッシュ型の支援を行い、KPIで進捗を把握できるようにしてほしい。

(安岡消費・安全局長)

- ・ 二村委員から質問のあった大阪府のお米PAYをはじめとした自治体の取組についてのコメントは差し控える。
- ・ 米国のフードスタンプは、歴史的に社会福祉政策として実施されているものと認識している。一方で日本では、生活困窮者への公的支援は、それぞれの必要とするものに活用できる、現金給付を基本としていると理解している。食品の経済的アクセスについては、これを補完するものとして、役割分担をよく考えながら取り組みたい。

(宮浦総括審議官)

- ・ 浅井委員から発言のあった物流の取組について、国土交通省、経済産業省、警察庁も含めた関係省庁と連携して対策を講じることとしている。交通インフラに関しては、国土交通省などを中心に、貨物専用的高速道路を作るなどの取組を進めており、その中で、農水省としては、荷主がしっかりと物を届けることに万全を期するような対策に取り組んでいる。
- ・ 内藤委員から発言のあった価格形成については、これだけで全てを解決するものではなく、需給事情や品質評価を反映するという基本を前提にして、これを補完するような仕組みと考えている。また、実態把握の調査、消費者向け広報、取引の実

効性を確保するための職員の配置のための予算要求や定員要求を行っているが、取引に直接介入するような予算は要求していない。

（松尾農産局長）

- ・ 齋藤委員から発言のあった米について、現在、国産の小麦や大豆等、米以外の需要がある中で、需要に応じた生産を推進していくことが大事。今後の水田政策については、食料安全保障の強化を図る観点から見直しの検討を進めていく。

（中嶋部会長）

- ・ 基本法検証部会での議論の際は、各テーマを決めて意見を発言していただいたが、様々な立場から発言をいただいたのは大変ありがたかった。審議会の性質上、テーマは絞り込まざるを得ないが、これを積み上げることで、基本計画のパーツが埋まっていくので、気付きの点は積極的に御意見いただきたい。今後の議論の枠組みについての意見は、事務局で受け止めていただき、これからの議論につなげてほしい。
- ・ 基本計画が目指すものについての意見があったが、改正基本法第1条の目的で、食料安全保障の確保に言及されたことを踏まえ、全ての検討は食料安全保障の確保につながるという意識を持って、今後も議論を進めたい。

（梅下参事官）

- ・ 次回は「環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興」について議論いただく予定。詳細は追ってご連絡。

（水戸部委員）※欠席のため書面にて意見提出

- ・ 北海道は、大消費地から遠いことに加えて、広大な面積を有することから生産現場から集出荷拠点までの輸送距離が長く、ファーストワンマイルも大きな課題。さらに、北海道は多くの農畜産物で生産量全国一位を誇るが、その輸送はトラックに大きく依存している。このように、北海道は2024年問題の影響をより強く受ける地域であることから、北海道が日本の食料の安定供給に貢献すべく、更なる生産拡大に努力しても、輸送面が隘路となることを懸念している。このため、トラックドライバーが関わる作業の省力化や合理化などを目指し、北海道に限らず全国的な対応として、一時的なストックポイントや貯蔵施設の整備、長距離輸送に対応するためのリレー輸送を可能とする中継ポイントの整備、パレット化や共同輸送の推進、環境負荷軽減にも寄与するモーダルシフトの推進など、国土交通省をはじめ関係省庁との連携による幅広い施策の展開が必要。
- ・ 専門的な経営体にとって、生産コストの上昇分が農産物の価格に反映されることは、経営の安定に大きく寄与することから、このたびの価格形成の仕組みづくりに対し、生産現場からは大きな期待が寄せられている。合理的な費用が考慮され、当事者間の合意の下で農産物の価格が決定されるためには、それが適切に機能するような担保措置を含め、国における仕組みづくりとともに、消費者を始めとする関係者の理解醸成が重要。

以 上